

令和5年第11回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月16日(木) 午前9:00～

2. 開催場所 議会委員会室

3. 出席委員(12人)

会長	1番	宮永 誠
副会長	2番	森 清弘
	3番	福山 宣太
	4番	田中 秀樹
	5番	義山 太志
	6番	藤島 正廣
	7番	平山 純一郎
	8番	
	9番	樺山 哲博
	10番	實 穰二
	11番	政岡 廣子
	12番	柿山 あゆみ
	13番	中 佐奈枝
	14番	

推進委員(2名)

1番	
2番	幸山 真悟
3番	
4番	實村 秀樹
5番	
6番	

4. 欠席委員 8番 富本 太地、14番 谷村 里香

欠席推進委員 1番 琉 将士、3番 常 隆造、5番 東 翼
6番 重 翔太

5. 議事日程

第1 農地法第3条許可申請について(5件)

- 第2 農地法第5条許可申請について（2件）
- 第3 現況証明願いについて（1件）
- 第4 農業経営基盤強化促進事業について（1件）

6. 農業委員会事務局員

事務局長 豊島 克仁
主 事 酒勺 英樹

会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から令和5年第11回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長のご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。11月に入ってようやく朝晩ちょっと温度差がありますが、また皆様方におかれましてはバレイショの植付け等ですね。今、たいへんお忙しい時期とは思いますが、出席いただきありがとうございます。

また今期の。昨日、ちょっと鹿児島の方へ出張へ行きまして、種子島の方ともお話しをしたのですが、種子島の方もですね。サトウキビが非常に良いということなんですが、台風も来ずですね。生育も良いということだったんですが、新しい品種は、私、あまり詳しくないですが、新しい品種があつて、そのサトウキビがさび病がはいつてるということで、また今期の。その品種ばかりではないですが、徳之島にもその品種がちょっと来ているということを知りますが、そのさび病に弱いんじゃないかということで種子島の方が言っていましたので、また色々な対策等をしていただければなというふうに思います。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。では本日は、よろしくお願ひいたします。

事務局 宮永会長ありがとうございます。本日は農業委員14名中12名の委員が出席しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員6名中2名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長をお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただく事にご異議ございませんでしょうか。

【異議なし】

議長 はい、それでは、議事録署名委員は、10番委員、11番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の酒勺氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の「農地法第3条許可申請」は、1議案5件です。

議案第1号について、受付番号71号から受付番号75号は、所有権移転に関する件です。

受付番号74号については、譲受人は目手久在住で、譲渡人は徳之島町在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は 4,075 m²となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号72号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人も伊仙在住です。申請農地は大字伊仙と阿三の畑で面積は 16,326 m²となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号73号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人も阿三在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は 257 m²となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号75号については、譲受人は崎原在住で、譲渡人は馬根在住です。申請農地は大字中山の畑で面積は 2,994 m²となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号71号については、譲受人は犬田布在住で、譲渡人も犬田布在住です。申請農地は大字犬田布の畑で面積は 1,143 m²となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

受付番号71号から75号は、別添の調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号74号の説明を担当委員が私の方になっておりますので、私の方からご説明させていただきます。

1 番 農地法第3条許可申請74号について、説明いたします。先日、7番委員、4番推進委員と共に調査の結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。なお、親から子への贈与で、上の筆ですが、サトウキビが植え付けられております。そして、下の方がですね。ローズが、牧草が植え付けられている状況ですのでよろしくお願いいたします。

7 番 農地法第3条許可申請第74号については、只今、1番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 これより受付番号74号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号74号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号74号は、決定しました。次に受付番号72号について、担当委員より説明を現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

4 番 72号を説明いたします。3番委員、4番推進委員と調査した結果、何ら問題ありませんでした。上板割はすべてジャガイモ。その次もジャガイモ。上前田はローズ。阿三は、上から3つがキビ、下全部ジャガイモです。以上です。

3 番 72号につきましては、只今、4番委員の説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、これより受付番号72号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号72号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号72号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号73号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3 番 農地法第3条許可申請73号について、説明いたします。先日、3番委員、3番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。
畑の現況としましては、カボチャが植えられていました。

4 番 73号は、只今、ご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号73号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号73号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号73号は、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号75号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番 農地法第3条許可申請75号について、ご説明します。先日、3番委員と6番推進委員と共に調査をした結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆

様方のご審議をよろしく申し上げます。なお、現況といたしましては、現在、牧草を植えていて、周りは、畑、川に囲まれていて、隣接する畑なども無く問題無いと感じました。以上です。

3 番 75号につきましては、只今、3番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより受付番号75号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号75号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号75号は、原案のとおり決定しました。

次に受付番号71号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番 農地法第3条許可申請第71号について、説明いたします。先日、12番委員と6番推進委員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方の審議よろしく申し上げます。現況としまして、耕運してあります。ジャガイモを植える予定です。よろしく申し上げます。

12番 只今、10番委員の説明のとおりです。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号71号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号71号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号71号は、原案のとおり決定いたしました。
これで日程第2議案第1号「農地法第3条許可申請について」を終了します。
次に日程第3議案第2号「農地法第5条許可申請について」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の「農地法第5条許可申請」については、1議案2件です。議案第2号について、受付番号第12号は、牛舎建設になります。

申請地に関しましては、7月の総会后、用途変更の申請済みです。農地の区分といたしましては、第2種農地のその他の農地に該当するので問題無いと思われ
ます。

次に受付番号11号につきましては、一般住宅建設のためです。

申請地に関しましては、農振地域外の農地で周辺の状況や役場から300m以内にあることから、第3種農地に該当するため問題無いと思われ
ます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号12号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2 番 農地法第5条許可申請について、12号について、ご説明します。
先日、6番委員と1番推進委員と共に調査をした結果、只今、事務局の説明のとおりで牛舎を建設するためです。皆様方のご審議よろしく
お願いします。

6 番 5条申請。只今、2番委員からですね。説明があったとおりです。
よろしく
お願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号12号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号12号は原案のとおり決定しました。
次に、受付番号11号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

9 番 11号について、説明いたします。先日、7番委員と4番推進委員と調査した結果、何の問題も無く申請書のとおりでございます。

現状といたしましては、実えんどうが植え付けてありました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

7 番 農地法第5条許可申請11号については、只今、4番委員の説明のとおりでございます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号11号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号11号は原案のとおり決定しました。
これで日程第3議案第2号「農地法第5条許可申請について」を終了いたします。

次に日程第4議案第3号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の現況証明願いについては、1議案1件です。議案第3号について、受付番号12号は、お手元の資料のとおりで畑から雑種地への変更になります。

こちらは、先月の総会で3条申請にあがっていた案件で、取得後、駐車場として利用するということだった（補足：3条申請受付後、現地調査時に判明）ので、一旦、取下げをお願いしまして現況証明という形になっています。総会后、皆さんで農地パトロールで最初に視察した場所になるので皆さんも確認しているので

問題無いかなと思います。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号12号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5 番 今日、8番委員が休みなので私が説明いたします。今、事務局が説明したとおりです。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号12号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号12号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号12号は、申請書のとおり決定いたしました。これで日程第4議案第3号「現況証明願いについて」を終了します。次に日程第5議案第4号「農業経営基盤強化促進事業について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の「農業経営基盤強化促進事業について」は、1議案1件です。議案第4号、受付番号21号については、お手元の資料のとおりで、賃貸借になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号21号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2 番 農業経営基盤強化促進事業21号について、ご説明します。先日、6番委員と1番推進委員と共に調査をした結果、何も問題無いと思われまます。現状としては、バレイシヨの植付け準備をされている状況です。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

6 番 事務局、ちょっと。この申請者。所有者の娘さん。

事務局 はい、娘さんです。

6 番 そういうこと。今、2番委員から説明のあったとおりです。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号21号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号21号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号21号は原案のとおり決定いたしました。
これで日程第5議案第4号「農業経営基盤強化促進事業について」を終了いたします。これで議案は終了いたしました。その他に入りますが、皆様方から何かございませんか。

事務局 聞きたいというか確認したいことがあります。
先月の農地パトロールの時にこれで良いのかなというのがあったので。
パトロールをしている時に10番委員が何ヶ月か前に3条申請（の現地調査）をしたところがあって、森みたいに木が生い茂っていて。
その時点で3条申請をして許可して、その時にそのような状態であれば、今後、どのようにするのか確認して。もし、畑にするとか本当はする予定じゃない場合、現況証明にするとか。
本当に畑にするんだったら、事前にある程度、ユンボとか重機をいれて開拓して、整地してから申請するとかどうやった方が良いのか。

事務局 多分なんですけど。農地法もですね。現況主義というのがあって地目が宅地であっても実際、畑として耕作されている場合は転用申請とかが必要となってくるケースがあるので、地目が畑であっても現況が山、山林化している場合は、もしかしたら県の林務とか森林組合とかそちらへの許可が開拓には必要かもしれない

いので。

実際、取得して開拓できるのかどうかというのも申請者に事前に確認していただいて、山になっているのであれば世界自然遺産にもなっているのできゅらまち（観光課）とかそのへんでも勝手に伐採して良いのかどうかという問題もでてくると思うので。

10番 畑でもそうなるわけ。

事務局 そこに例えば貴重な植物が生えてた場合とかもしかしたら、そういう縛りがあるのかちょっと確認しないと分からないんですけど。あったりするかも分からないですし、結局、取得してその後、その申請段階では畑として利用しますと言っても、実際しなければそのまま山になってしまうのでその辺も一応、確認をしていただいて、しないと今後、3条申請が誰でも通るような申請（補足：令和5年4月1日改正、下限面積5,000㎡が廃止。）があげれるようになりましたので、資産目的での取得というのが問題視されていますので、注意していただいて調査の方もお願いできたらと思います。

事務局 この前も10番委員がユンボいれて重機入れてということでしたので信用しているんですけど、今後、そのようなパターンがあった場合に3条許可したあと本当にするのか分からない場合がある。

事務局 一応、悪いのが取得した後にしばらくして現況証明で地目を変更して宅地にしましたとかいうパターンも本土とかでもそういう事例もあったりするので、そのへんをできるだけ慎重に判断していただけたらなど。

6番 例えば、取得してすぐにできないわけ。できはするんでしょ。取得してね。すぐに宅地化すると。3条で買って宅地化するということはできはするんでしょ。

事務局 できないです。3条申請というのがあくまでも耕作目的での申請になるので。

6番 これ。面積もまったく、1畝でも2畝でも買えるということになると。それ自体が。

事務局 なので宅地化するのであれば、最初で5条申請をあげてもらおう。買うときに5条申請で名義変更は可能なので。3条申請せずに可能なので。

家を建てるのであれば、最初で3条申請でなく5条申請をあげてもらおうと。

例えば、面積が広い場合。面積が広くて、その一部だけを宅地化したい場合は、やっぱり分筆とかも必要ですので分筆していただいて、建てる部分に関しましては5条申請。残りの畑として利用する部分に関しましては3条申請という形で。

分けて申請をあげていただくという形で。

調査した時に申請者と話しをしていただいて、そういう部分がでてきたら、一旦、農業委員会に問い合わせをしていただいたら、こちらも調べてお伝えすることができるので、そのへんをその場ですぐ大丈夫ですねという返事をするのではなく、迷ったときは事務局の方へ連絡をもらえればと。

6 番 我々はね。例えば、そこを事務局の方で内容を把握して、ここに出していると思っているわけですから。特に3条申請が1畝でも2畝でも全然農業していなくても農業をするということで買えるというふうになったんでしょ。

これ、法律化したわけ。

事務局 いえ、農業をしないと買えないです。

6 番 だから、するちゅうことで。できるようになったんでしょ。そこをそれで今までだったら、耕運機がいくつとかトラクターがなんかかかんとかそれも例えば、5aくらいから買えるというふうになったら、そういうの畝でもできますからね。そこは、変わったもんがちょっと分かりにくくてね。

事務局 一応、先月、出席された委員さん推進委員さんたちに説明したんですけど、資産目的での取得を防ぐために、一応、添付書類として、3条申請の添付書類として確約書と営農計画書を必ずつけてもらう。追加書類としてつけてもらうようにしているので、そこで営農計画書を見て、農業をしないというのであれば3条申請は受け付けられませんというのは、事務局でするようにはするんですけど。

どうしても申請者が個人で申請せずに司法書士、行政書士さんなんか依頼する場合は、行政書士さんなんかもそこまで本当に農業するのか聞かずに受け付けてするので。

6 番 するとしか言わないでしょ。

事務局 事務局に個人で申請するにしても、するとしか言わないので。

やっぱり、調査の段階でしか見えてこないところもでてくるのかなというのもあるので。調査の段階でちょっとでもおかしいなという感じのが見受けられたら、一旦、ストップでも良いですし、全部が全部を許可ができないと思うんですけど、

怪しいと思ったところは、一旦、ストップ保留でもして、その後、事務局とでも一緒に現地を確認するとかという形で確認後、許可とか。なんかやり方をちょっと慎重にした方が。

6 番 3a でも 2a でも農業してなくても3条、買えるようにしたでしょ。これが皆さん、知らしめてないはずですよ。絶対ね。

まあ、今までだったら、5反無いとできんとかあったのが全然無くてもできるようになってしまったから、これは農業をするほうにとっては良いあれじゃなかったんじゃないかなあ。

事務局 法律化されてから改正される前に全国の農業委員の局長さんとか会長さんなんかからも意見は、web 会議の方ではいっぱいでてたんですけど。

どうしても決定したことということだったので。

6 番 耕作放棄地が増えてるとかそういう問題もあるんでしょうけど。

11 番 全体の中で一部を将来、宅地にしたいと。そういう人であれば別に申請をしてそれぞれね。

議 長 3条申請をしてしまうと畑もくてきだから。

もう分筆して、こっち側に建てるからこっち側だけ何㎡で5条で、あとの残りは3条で。

議 長 他にございませんか。

事務局 ちょっと、最後に。先日、11番委員が熊本に女性委員の研修に行ってきましたので皆さんへ報告をいたします。よろしく申し上げます。

11 番 皆さん、おはようございます。お忙しい時期ではありますが、5分間ほどお時間をいただきたいと思います。

先日、女性の会の研修が熊本でありました。その話を少しだけさせていただきたいと思います。

九州・沖縄グループの農業委員会、女性委員会の研修ということで11月13日から14日の2日間にかけて、熊本県のANAホテルの方でありました。

まず開催地の会長の挨拶の後に来賓祝辞が九州農政局（熊本県）の方からありました。その次に情勢報告として、職業農業基本法の見直しと農業委員会活動に

ついでに情勢報告で全国農業会議所の部長さんからの報告がありました。

その次にまた寸劇でタイトルは「食料・農地・そして私たち」と題して、チョコちゃん劇場と山梨の農業委員会の方の参加で寸劇がありました。

この中で私たちが抱える共通課題をユーモアを交えて、共感する中にも笑いをとる楽しい寸劇でした。

その次にワークショップがありました。これは39ブロックのテーブルに分かれての3つのテーマそれぞれの1つのテーマを取り上げて、テーブルごとに話し合いをしました。その食料と農地のために私たちにできることということに関しては、遊休農地を子供たちの食育、そして高齢者の生きがいつくりなどに活用したらどうかということもできました。

さらには、野菜を使って料理人のシェフとの取り引き等もされているということもありました。

次に、女性登用を進めるにはということでは、数値目標を計画に入れてはどうかということなどがありました。そして、日頃からこの方と思われる方を考えておく必要があるのかなということがありました。そして、行政に働きかけるということ。そういう意見などができました。

そして、その3点目には、その他女性の視点を活かした農業委員会活動ということで、後継者不足の解消に婚活をとということもありました。

このことは実際に、定期的にイベントをされてカップルが成立されているところがあるようです。

また農業者年金についても、家族構成も女性は詳しいこともあり、話題も話しを進めやすいところもあるのではないかとということでした。女性だから何かと相談しやすい。また、いろんな話しを進める中でお嫁さんの話しも自然とでてきたりして、いろんな会話がされているという状況でした。

それでいろんな意見ができましたけれども、主な意見としては、こういう内容でありました。いろんな意見もできましたけれども、日頃から私たちは、農家の皆様の声に耳を傾け、女性の細かい視点で根回しをしながら、活動を進めることでまたいろんな活動が実を結ぶことができるのではないかとということでした。

以上でした。ご清聴ありがとうございます。

議長 それでは、総会を終了いたします。

どうもお疲れ様でした。